

令和2年第3回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 91 号 議 案	神奈川県立国際言語文化アカデミア条例を廃止する等の条例	1
定 県 第 92 号 議 案	神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例	2
定 県 第 93 号 議 案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	3
定 県 第 94 号 議 案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	4
定 県 第 95 号 議 案	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	5
定 県 第 96 号 議 案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	6
定 県 第 97 号 議 案	神奈川県県税条例の一部を改正する条例	8
定 県 第 98 号 議 案	普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例	9
定 県 第 99 号 議 案	神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例	10
定 県 第 100 号 議 案	職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例	11
定 県 第 101 号 議 案	警察組織に関する条例の一部を改正する条例	12
定 県 第 102 号 議 案	工事請負契約の締結について（かながわ環境整備センターしゃ水施設整備工事請負契約）	13
定 県 第 103 号 議 案	工事請負契約の締結について（厚木児童相談所新築工事（建築）請負契約）	14
定 県 第 104 号 議 案	工事請負契約の締結について（県立図書館新棟新築工事（建築）請負契約）	15
定 県 第 105 号 議 案	工事請負契約の変更について（分庁舎新築工事（建築）請負契約）	16
定 県 第 106 号 議 案	工事請負契約の変更について（分庁舎新築工事（機械）請負契約）	17
定 県 第 107 号 議 案	工事請負契約の変更について（分庁舎新築工事（電気）請負契約）	18
定 県 第 108 号 議 案	工事委託契約の締結について（神奈川県立産業技術短期大学校西キャンパス再整備事業委託契約）	19
定 県 第 109 号 議 案	動産の取得について	20
定 県 第 110 号 議 案	動産の取得について	21
定 県 第 111 号 議 案	指定管理者の指定について（宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場）	22
定 県 第 112 号 議 案	指定管理者の指定について（かながわ労働プラザ）	23
定 県 第 113 号 議 案	訴訟の提起について	24
認 第 1 号	令和元年度神奈川県公営企業決算の認定について	25

神奈川県立国際言語文化アカデミア条例を 廃止する等の条例

(神奈川県立国際言語文化アカデミア条例の廃止)

第1条 神奈川県立国際言語文化アカデミア条例（平成22年神奈川県条例第59号）は、廃止する。
（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正）

第2条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号から第10号までを次のように改める。

- (6) 研究職給料表（別表第6）
- (7) 医療職給料表(1)（別表第7）
- (8) 医療職給料表(2)（別表第8）
- (9) 医療職給料表(3)（別表第9）
- (10) 福祉職給料表（別表第10）

第3条第1項第11号を削る。

別表第6を削り、別表第7を別表第6とし、別表第8から別表第10までを1表ずつ繰り上げ、別表第10の2を別表第10とする。

別表第11大学教育職給料表の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第2項第5号中「第3条第1項第8号」を「第3条第1項第7号」に改め、同項第6号中「第3条第1項第9号」を「第3条第1項第8号」に改め、同項第7号中「第3条第1項第10号」を「第3条第1項第9号」に改め、同項第8号中「第3条第1項第11号」を「第3条第1項第10号」に改める。

第22条の2第5項及び第22条の3第6項中「第8号から第11号まで」を「第7号から第10号まで」に改める。

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

国際言語文化アカデミアを廃止することに伴い、神奈川県立国際言語文化アカデミア条例を廃止等したいので提案するものであります。

神奈川県個人情報保護条例の一部を改正 する条例

神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を削り、第11号を第10号とする。

第7条第1項中「第4号において「個人情報記録」という。」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 個人情報取扱事務で収集する個人情報に係る当該個人の類型

第7条第1項第5号オを削り、同号カ中「第10条第1項」を「第10条」に、「オンライン結合」を「電磁的方法」に改め、同号中カをオとする。

第10条を次のように改める。

(電磁的方法による提供)

第10条 実施機関は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、電磁的方法（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）による保有個人情報の提供を行うことができる。

- (1) 公益上の必要があると認められること。
- (2) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められること。
- (3) 必要な保護措置を講じていること。

第34条第1項第2号中「第10条第1項」を「第10条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に備えている個人情報事務登録簿に記載する事項については、この条例の施行の日以後に登録事項を変更する日又は令和3年4月1日のいずれか早い日までの間は、改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

令和元年度に行った条例の見直しに伴い、実施機関が保有する個人情報の電磁的方法による提供等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表NPO法人スローライフ障害者地域活動支援センターの項を削り、同表特定非営利活動法人市民セクターよこはまの項中「横浜市中区太田町四丁目49番地N G S横濱馬車道ビル 802号」を「横浜市中区弁天通六丁目81番コーケンキャピタルビル 2階C号室」に改め、同表NPO法人ミニシティ・プラスの項中「横浜市都筑区中川一丁目4番1号」を「横浜市都筑区中川1-17-22ガーデンプラザ宮台 402号室」に改め、同表特定非営利活動法人横浜日独協会の項中「横浜市中区桜木町一丁目1番地56みなとみらい21クリーンセンタービル 5階市民活動共同オフィス内」を「横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目2番1号地球市民かながわプラザNPOなどのための事務室内」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人こころの健康を考えるかるがも会	横浜市中区港南区港南台九丁目28番3号	令和2年1月1日から令和7年10月31日まで
NPO法人スローライフ障害者地域活動支援センター	鎌倉市腰越四丁目9番8号	令和2年11月1日から令和7年10月31日まで

附 則

- この条例は、令和2年11月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人市民セクターよこはまの項、NPO法人ミニシティ・プラスの項及び特定非営利活動法人横浜日独協会の項の改正規定並びに同表に次のように加える改正規定（NPO法人スローライフ障害者地域活動支援センターの項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表NPO法人スローライフ障害者地域活動支援センターの項の規定は、この条例の施行の日前に同項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表30の2の項(8)中「(大気の汚染（ダイオキシン類に係るものを除く。以下この項において同じ。）、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（ダイオキシン類、全亜鉛、有機スズ化合物、ノニルフェノール及び4-オクチルフェノールに係るものを除く。以下この項において「水質の汚濁」という。）並びにダイオキシン類及び全亜鉛に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、同項(12)中「環境汚染を改善するための計画（以下この項において「」及び「」という。）」を削り、同項中「、水質の汚濁及び全亜鉛に係るもの」を「、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（ダイオキシン類に係るものを除く。以下この項において「水質の汚濁」という。）」に、「(水質の汚濁及び全亜鉛に係るもの)」を「(水質の汚濁)に、「(大気の汚染に限る。)に関する」を「(大気の汚染（ダイオキシン類に係るものを除く。以下この項において同じ。）に限る。)に関する」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際別表30の2の項の左欄に掲げる事務に係る神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）の規定により知事がした処分その他の行為のうち、現にその効力を有するもので、この条例の施行の日以後においては市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後における神奈川県生活環境の保全等に関する条例の適用については、当該市長のした処分その他の行為とみなす。

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の変更等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年神奈川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1号イ中「、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め、同号ウ中「収用委員会の委員」の次に「、海区漁業調整委員会の委員」を加え、「、地方公営企業」を「又は地方公営企業」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員が県に対して損害を賠償する責任を負う額から控除する額については、改正後の第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

地方自治法施行令の一部改正を踏まえ、海区漁業調整委員会の委員に係る賠償の責任等について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の4 環境農政局関係の表47の項(1)ア中「炭疽」を「炭疽」に改め、同表91の27の項の次に次のように加える。

91の28 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく農林水産物又は食品（いずれも水産動物（活水産動物以外のもの）にあっては、水産防疫又は冷凍船に係るものに限る。）の衛生証明書の発行	衛生証明書発行手数料	870円
91の29 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく農産物及び水産物（漁船（加工船を除く。）、養殖場等及びベトナム向け最終加工施設等に係る水産物に限る。）の適合施設の認定の申請に対する審査	適合施設認定申請手数料	(1) 立入調査を伴う適合施設の認定 2万900円 (2) 立入調査を伴わない適合施設の認定 1万400円

別表の6 健康医療局関係の表中

165 削除			を
165 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定に基づく農林水産物又は食品（いずれも水産動物（活水産動物以外のもの）にあっては、水産防疫又は冷凍船に係るものに限る。）を除く。）の衛生証明書の発行	衛生証明書発行手数料	870円	に
165の2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく畜産物及び水産物（漁船（加工船を除く。）、養殖場等及びベトナム向け最終加工施設等に係る水産物を除く。）の適合施設の認定の申請に対する審査	適合施設認定申請手数料	(1) 立入調査を伴う適合施設の認定 2万900円 (2) 立入調査を伴わない適合施設の認定 1万400円	

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表の4 環境農政局関係の表47の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請の受理をしているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定に伴い、衛生証明書発行手数料等を新設するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第8項及び第15項中「平成27年11月1日から令和2年10月31日まで」を「令和2年11月1日から令和7年10月31日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（法人の県民税に関する経過措置）

2 令和2年11月1日前に終了する各事業年度分の法人の県民税及び同日前に終了する各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

3 令和2年11月1日前に終了する各事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

令和2年10月に適用期限が到来する法人の県民税及び事業税の超過課税措置の適用期間を延長するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、 無償貸付け等に関する条例の一部を改正する 条例

普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第78号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「普通財産」を「公有財産」に改める。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（行政財産の貸付けについての準用）

第6条 前条の規定は、行政財産の貸付けについて準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第6条の規定は、令和2年2月26日以後の期間に係る行政財産の貸付けであって県が新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延防止のために講じた措置の影響を受けたものについても、適用する。

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

行政財産の減額貸付け等を可能とするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県安心こども基金条例の一部を 改正する条例

神奈川県安心こども基金条例（平成21年神奈川県条例第6号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「平成33年6月30日」を「令和6年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

神奈川県安心こども基金条例の有効期限を延長するため、所要の改正をしたいので提案するもの
あります。

職業能力開発促進法施行条例の一部を 改正する条例

職業能力開発促進法施行条例（平成12年神奈川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「認められる方法により」の次に「、必要に応じて」を加え、「及び」を「若しくは」に改め、「面接指導」の次に「又はその両方」を加える。

第4条第3号中「認められる方法により」の次に「、必要に応じて」を加え、「を行うほか、必要に応じて」を「若しくは」に改め、「面接指導」の次に「又はその両方」を加える。

第5条第1項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること（通信の方法により行う場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。）。

第6条第3号中「認められる方法により」の次に「、必要に応じて」を加え、「を行うほか、必要に応じて」を「若しくは」に改め、「面接指導」の次に「又はその両方」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行等を踏まえ、訓練基準に規定された通信の方法によって行う訓練の実施方法を変更等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

警察組織に関する条例の一部を改正する 条例

警察組織に関する条例（昭和29年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表神奈川県浦賀警察署の項位置の欄中「横須賀市浦賀5丁目1番1号」を「横須賀市久里浜1丁目18番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月26日から施行する。

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

浦賀警察署の庁舎新築移転に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

工事請負契約の締結について

かながわ環境整備センターしゃ水施設整備工事請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 亀井・相模特定建設工事共同企業体
代表者 亀井工業株式会社
代表取締役 亀 井 信 幸
- 2 請負契約金額 5億6,924万8,680円

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

かながわ環境整備センターしゃ水施設整備工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

厚木児童相談所新築工事（建築）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 日成工事・大場建設特定建設工事共同企業体
代表者 日成工事株式会社
代表取締役 森 野 英 俊
- 2 請負契約金額 9億1,233万2,322円

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

厚木児童相談所新築工事（建築）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県立図書館新棟新築工事（建築）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 瀬戸・勝俣特定建設工事共同企業体
代表者 瀬戸建設株式会社
代表取締役 瀬戸良幸
- 2 請負契約金額 12億9,536万8,316円

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

（提案理由）

県立図書館新棟新築工事（建築）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の変更について

令和元年10月16日定県第102号をもって議決を経た分庁舎新築工事（建築）請負契約を次のとおり変更するものとする。

- 1 請負契約者名 松尾・工藤・石井特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社松尾工務店
代表取締役 松尾文明
- 2 元請負契約金額 56億9,715万6,800円
- 3 変更請負契約金額 57億749万4,600円

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症対策に伴う影響で工事を一時中止したことなどによる共通費の増に伴い、分庁舎新築工事（建築）請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の変更について

令和元年10月16日定県第103号をもって議決を経た分庁舎新築工事（機械）請負契約を次のとおり変更するものとする。

- 1 請負契約者名 根布・ダイト・長瀬特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社根布工業
代表取締役 根 布 博 之
- 2 元請負契約金額 11億7,455万8,620円
- 3 変更請負契約金額 11億7,743万1,820円

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症対策に伴う影響で工事を一時中止したことなどによる共通費の増に伴い、分庁舎新築工事（機械）請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の変更について

令和元年10月16日定県第104号をもって議決を経た分庁舎新築工事（電気）請負契約を次のとおり変更するものとする。

- 1 請負契約者名 東洋電装・東栄電設・神電設備工業特定建設工事共同企業体
代表者 東洋電装株式会社
代表取締役 和田 晃
- 2 元請負契約金額 9億8,321万3,600円
- 3 変更請負契約金額 9億8,599万3,300円

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症対策に伴う影響で工事を一時中止したことなどによる共通費の増に伴い、分庁舎新築工事（電気）請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事委託契約の締結について

神奈川県立産業技術短期大学校西キャンパス再整備事業委託契約を次により締結するものとする。

- 1 委託契約者名 株式会社松尾工務店
代表取締役 松 尾 文 明
- 2 委託契約金額 12億5,400万円

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県立産業技術短期大学校西キャンパス再整備事業委託契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

- 1 品 目 タミフルカプセル75 100 カプセル (P T P) 備蓄用
- 2 契約者名 中外製薬株式会社
営業本部長 日 高 伸 二
- 3 契約金額 2億477万8,200円

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

新型インフルエンザ対策に係る行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（タミフルカプセル）買入れのため契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

- 1 品 目 手術用ロボット支援システム
- 2 契約者名 日本ストライカー株式会社
代表取締役社長 佐伯 広 幸
- 3 契約金額 1億5,345万円

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

手術用ロボット支援システム買入れのため契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
 - (2) 主たる事務所の所在地 愛甲郡清川村宮ヶ瀬 940-4 番地
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

かながわ労働プラザの指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 かながわ労働プラザ
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 公益財団法人神奈川県労働福祉協会
 - (2) 主たる事務所の所在地 横浜市中区寿町一丁目4番地
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

かながわ労働プラザの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

訴訟の提起について

神奈川県は、次のとおり賃貸型応急住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求の訴訟（上訴を含む。）をなすものとする。

- 1 件 名 賃貸型応急住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求事件
- 2 訴訟の相手方 
- 3 請求内容 賃貸型応急住宅の明渡し及び損害賠償請求

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

賃貸型応急住宅の不適正居住者に対し、建物の明渡し及び損害賠償請求の訴訟を提起したいので提案するものであります。

令和元年度神奈川県公営企業決算の認定 について

令和元年度神奈川県公営企業決算は、別冊のとおりにつき、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和2年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

